

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業
事業契約書 新旧対照表 (令和4年5月31日修正)

	新	旧
第19条 第2項	2 市は、必要と認めるときは、前項に定める契約保証金の納付に代えて、 <u>堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第30条の2第6号の工事履行保証契約（契約不適合である場合において、当該目的物に係る契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）の締結を求めることができる。</u>	－
第19条 第3項	3 <u>第1項</u> の規定による契約保証金の納付は、堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第30条第3項に規定する担保の提供をもって代えることができる。	2 <u>前項</u> の規定による契約保証金の納付は、堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第30条第3項に規定する担保の提供をもって代えることができる。
第19条 第4項	4 市は、堺市契約規則第30条の2各号（第2号を除く。）のいずれかに該当する場合は、第1項の規定による契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。	3 市は、堺市契約規則第30条の2各号（第2号を除く。）のいずれかに該当する場合は、第1項の規定による契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
第82条 第3項	3 事業者は、契約の履行を理由として、第1項の違約金を免れることができない。	3 事業者は、契約の履行を理由として、第1項 <u>で</u> の違約金を免れることができない。
第91条 第1項	市は、6か月以上前に相手方当事者にその理由を通知し、十分な協議を経た後、本契約の全部又は一部を解約することができる。	市は、6か月以上前に相手方当事者にその理由を通知し、十分な協議を経た後、本契約の全部又は一部を <u>上</u> 、解約することができる。
第111条 第1項	事業者は、本事業期間中、事業年度の最終日より3か月以内に財務書類（会社法（平成17年法律第86号）第435条第2項にいう「計算書類」を指す。以下同じ。）を作成し、公認会計士又は <u>監査法人</u> の監査を受けた上でその監査報告書を添付して、市に提出しなければならない。なお、市は当該監査済の財務書類及び監査報告書を公開することができるものとする。	事業者は、本事業期間中、事業年度の最終日より3か月以内に財務書類（会社法（平成17年法律第86号）第435条第2項にいう「計算書類」を指す。以下同じ。）を作成し、 <u>会計監査人（公認会計士又は監査法人に限る。）</u> の監査を受けた上でその監査報告書を添付して、市に提出しなければならない。なお、市は当該監査済の財務書類及び監査報告書を公開することができるものとする。
別紙4-1	5. サービス対価の改定及び変更 (1) サービス対価A イ	5. サービス対価の改定及び変更 (1) サービス対価A イ

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業
事業契約書 新旧対照表 (令和4年5月31日修正)

	新	旧
	また、サービス対価Aの改定の請求は、ウの規定により1000分の15を超える指数の変動が確認された日より、1か月以内かつ、本件施設の引渡しの3か月前までに書面により行わなければならない。	また、サービス対価Aの改定の請求は、ウの規定により <u>3か月継続して</u> 1000分の15を超える指数の変動が確認された日より、1か月以内かつ、本件施設の引渡しの3か月前までに書面により行わなければならない。
別紙4-1	5. サービス対価の改定及び変更 (1) サービス対価A ウ なお、サービス対価Aの改定は、<u>入札日が属する月に確定している指数</u>と比較して本契約の効力発生日から12か月を経過した後に確定している指数の変動が1000分の15を超える場合に限るものとし、改定後のサービス対価Aは以下の計算式に従って算出することとし、指数の改定率等の算定に当たっては小数点以下第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	5. サービス対価の改定及び変更 (1) サービス対価A ウ なお、サービス対価Aの改定は、<u>本事業の入札公告日が属する月から本契約の効力発生日が属する月の先月までの確定している指数の平均値</u>と比較して本契約の効力発生日から12か月を経過した後に確定している指数の変動が<u>3か月継続して</u>1000分の15を超える場合に限るものとし、改定後のサービス対価Aは以下の計算式に従って算出することとし、指数の改定率等の算定に当たっては小数点以下第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
別紙4-1	5. サービス対価の改定及び変更 (1) サービス対価A ウ また、物価変動率は、以下の計算式に従って算出する。 $\text{物価変動率} = \alpha - 1$ $\alpha : (\text{改定の条件を満たす指数}) / (\text{入札日が属する月に確定している指数})$	5. サービス対価の改定及び変更 (1) サービス対価A ウ また、物価変動率は、以下の計算式に従って算出する。 $\text{物価変動率} = \alpha - 1$ $\alpha : (\text{改定の条件を満たす3か月の指数の平均値}) / (\text{本事業の入札公告日が属する月から本契約の効力発生日が属する月の先月までの確定している指数の平均値})$

(仮称) 堺市立第 1 学校給食センター整備運営事業
事業契約書 新旧対照表 (令和 4 年 5 月 31 日修正)

	新	旧
別紙6	1. 引渡し前に付す保険 (エ)保険の期間 工事開始(着工)予定日を始期とし、本件施設の引渡日を終期とする。 <u>ただし、火災保険に関しては、本件施設の引渡日から1月後を終期とする。</u>	1. 引渡し前に付す保険 (エ)保険の期間 工事開始(着工)予定日を始期とし、本件施設の引渡日<u>から1月後</u>を終期とする。
別紙9	3. 是正勧告に対する事業者の対応 事業者は、原則として是正勧告を受けた日から3日以内(<u>ただし、土日祝日を除く</u>)に、当該不履行又は不完全履行(要求水準の未達)の改善方法及び改善を実行する期日等を記した計画書(以下、「改善計画書」という。)を市に提出し、速やかに改善作業に取り掛かり、改善を実行する期日後速やかに、改善計画書に基づく対応状況を市に報告する。	3. 是正勧告に対する事業者の対応 事業者は、原則として是正勧告を受けた日から3日以内に、当該不履行又は不完全履行(要求水準の未達)の改善方法及び改善を実行する期日等を記した計画書(以下、「改善計画書」という。)を市に提出し、速やかに改善作業に取り掛かり、改善を実行する期日後速やかに、改善計画書に基づく対応状況を市に報告する。
別紙12 第1条	保証書 (保証) 第1条 保証人は、事業契約第47条に基づく事業者の市に対する債務及び第56条に基づく事業者の市に対する債務(以下これらを総称して「主債務」という。)を連帯して保証する。	保証書 (保証) 第1条 保証人は、事業契約第46条に基づく事業者の市に対する債務及び第54条に基づく事業者の市に対する債務(以下これらを総称して「主債務」という。)を連帯して保証する。